生活道路等に関する自治会・自治連合会からの要望に対する 道路整備評価(優先順位判定)基準

生活道路等に関する自治会・自治連合会からの要望に対する 道路整備評価(優先順位判定)基準

1 目的

この基準は、自治会及び自治連合会からの要望に基づく道路の整備についてその優先順位を判定するために必要な事項を定めるものであり、当該要望への対応に当たっての公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とするものです。

【公正の確保と透明性の向上】

- 1 要望に基づく道路の整備について、実施に至る過程を明らかにします。
- 2 整備の必要性を数値化して評価することにより、整備の対象となる道路をより 適正に選定します。
- 3 米子市全域の均衡の取れた道路の整備を進めます。

2 整備の種類

- (1) 舗装事業(老朽化した舗装の打ち替え、オーバーレイ等)
- (2) 改良事業(道路の拡幅、歩道の設置、交差点の改良等)
- (3) 側溝事業(老朽化した側溝の改修、未整備箇所への新設等)

【適用対象外】

道路照明灯、カーブミラーなどの道路に附属する施設の整備に関する要望に対しては、この基準は適用しません。

3 道路の整備に関する要望

(1) 要望書の提出

道路整備要望書(様式第1号参照)へ必要事項を記入し提出してください。

なお、要望書の記入方法等について不明な点がある場合は、米子市道路整備課へご相談ください。

(2) 関係者の同意

要望される整備の内容により、次に掲げる方の同意が必要な場合があります。可能な限り、要望書の提出に併せて同意の取得をお願いします。

なお、同意の取得が困難な場合は、ご相談ください。

ア その道路に隣接してお住まいの方

イ その道路に設ける側溝の排水先の河川、水路等(本市又は要望される自治会若しくは 自治連合会が管理するものは除きます。)の管理を行っている方

4 事業用地の取得

整備に必要な用地は、市による買収を基本とします。なお、寄附をいただける事業がある場合は、その旨をお知らせください。

また、整備に必要な用地を所有される方が用地の提供を了解されている場合は、可能な限り用地提供に関する同意書(様式第2号参照)の提出をお願いします。

5 評価の実施

(1) 評価の対象

毎年度の9月末日までに要望された道路の整備について、その翌年度以降における整備の対象として評価します。(別記1参照)

(2) 評価の実施

要望を受けた整備の種別ごとに定める評価項目(別記2及び別記3参照)に基づき、その評価項目に係る評価値の合計により評価点を定めます。(評価票は、別記4参照)

(3) 評価の結果

前記(2)により評価を行った要望については、翌年の1月末日までに、その結果を文書 によりお知らせします。

(4) 再度の評価

要望書を提出された翌年度に実施することができなかった道路の整備については、その年度以降、新規の要望と併せて再度この基準により評価し、結果を文書によりお知らせします。

ただし、この取扱いは、初回の評価を実施した翌年度から起算して5年度を限度とします。

5年度が経過した要望については、市から要望の継続について確認を行いますので、 引き続き要望される場合には、改めて要望書の提出をお願いします。

6 事業の実施

要望に基づく道路の整備は、次に掲げる地区ブロックを単位として行います。 地区ブロックごとに、前記5による評価点の高い順に実施します。

地区ブロックの区分	含まれる地区
中心ブロック	啓成地区・明道地区・就将地区・義方地区・住吉地区・
	車尾地区
中央ブロック	加茂地区・河崎地区・福生東地区・福生西地区・福米東
	地区・福米西地区
弓浜ブロック	彦名地区・夜見地区・富益地区・崎津地区・大篠津地区・
	和田地区
南部・箕蚊屋ブロック	五千石地区・尚徳地区・永江地区・成実地区・巌地区・
	春日地区
伯仙・淀江ブロック	大高地区・県地区・淀江地区・宇田川地区・大和地区

ただし、本市の道路の整備に係る予算等の状況により、必ずしも全ての地区ブロックに おいて地区順位1位の整備箇所の整備を実施することができない場合もあります。

7 要望書等の提出先及び連絡先

米子市糀町一丁目160番地 米子市役所糀町庁舎2階

【舗装事業】 米子市道路整備課道路維持担当 電話 2 3 - 5 2 8 4 【改良事業】 米子市道路整備課道路改良担当 電話 2 3 - 5 2 8 1 【側溝事業】 米子市道路整備課道路改良担当 電話 2 3 - 5 2 8 1 米子市都市整備課河川担当 電話 2 3 - 5 2 8 2

8 適用時期

この道路整備評価(優先順位判定)基準は、令和3年4月1日より適用します。 なお、適用日より前に提出された要望書についても、本基準に沿って評価を行います。

道路整備要望書

令和 年 月 日

米子市長 伊木 隆司 様

団体	3 名:	
代 表	き者:	Ð
住	所:	
電話	番号:	

下記のとおり道路整備を要望します。

記

要望場所	米子市 (添付位置図参照)
市道名	市道
種別	舗装 · 改良 · 側溝 (○で囲んでください。)
地元同意 (要望路線沿線住民)	同意あり ・ 同意なし (○で囲んでください。)
自治会以外の 管理者の同意	同意あり()・同意なし・管理者なし(○で囲んでください。)
要望する理由	(理由を詳しく記入してください。別紙で提出されても構いません。)

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

【米子市処理	浬欄】							
地区ブロ	地区ブロック		· (中央) ·	· (中心) • ((南部、箕蚄	文屋)・(伯仙、	淀江)	
受付日			令和	年	月	日		受付印
有効期限			令和	年度				
	名							
	左							
回答	左							
	左				,			
	Ź							

用地提供に関する同意書

令和 年 月 日

米子市長 伊木 隆司 様

寸	体	名	:		
代	表	者	:	Œ	D)

令和 年 月 日付けで提出した「道路整備要望書」に関する事項について、次のとおり地元地権者等の同意書を提出します。

要	望場	所	米子市				(添付位置図参照)
市	道	名	市道				
種		別	舗装 •	改良	•	側溝	(○で囲んでください。)

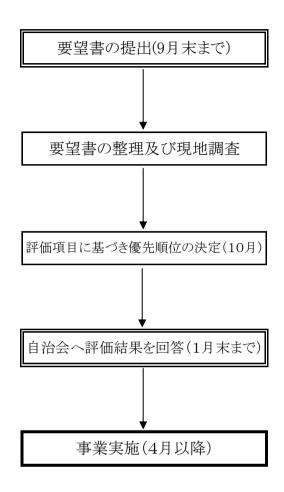
住 所	氏 名	印

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

【米子市処理欄】

受付日	令和	年	月	日			
受付番号	令和	年度		号-			

優先順位決定までの流れ



- 1. 要望については、各自治会または自治連合会で整理、取りまとめたうえで、市へ提出してください。
- 2. 9月末日までに要望書を提出された案件については、翌年の1月末日までに回答します。
- 3. 事業実施できなかった要望については、次年度へ繰り越しますが、次年度分の要望と併せて優先順位を決定します。
- 4. 道路照明灯等の道路付属施設、カーブミラー等の安全施設は除きます。
- 5. 緊急を要する場合(道路陥没、道路施設の破損等)は除きます。

(別記2)

【評価項目】

区分	番号	項目	整備種別	評価値	詳細
	-	+****	11.53	5	市道認定されている道である。
道	道 数	市道認定の状況	共通	0	市道認定されていない道である。
路 諸				5	現況の有効幅員は4m未満である。
芫		道路の有効幅員	改良	2	現況の有効幅員は4m以上6m未満である。
				0	現況の有効幅員は6m以上である。
				5	未舗装又は老朽化が著しく危険である。
	3	舗装の状況	舗装	2	舗装の老朽化が顕著である。
				0	舗装整備がされている。
				10	排水施設が未整備である。
	4	排水施設の状況	改良 側溝	5	排水施設が整備されているが老朽化、もしくは、断面不足である。
			MIH	0	排水施設が整備されており路面排水も良好である。
	5	車両の交通量	共通	5	沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。
	3	早門の父囲里	八世	0	沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
	6	歩行者の交通量	共通	5	沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。
				0	沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
必要性		小・中学校通学路		10	全区間が通学路として指定されている。
性	7		共通	5	一部が通学路として指定されている。
				0	通学路として指定されていない。
				5	生活環境の悪化が深刻である。
	8	生活環境の状況	改良 側溝	2	生活環境の悪化に対する苦情がある。
				0	生活環境上の問題は特にない。
				5	沿線に住宅等が面している割合が高い。 (沿線へ住宅地等の面している割合が70%以上)
	9	土地利用状況	共通	2	沿線に住宅等が面している割合が中程度。 (沿線へ住宅地等の面している割合が30%~70%未満)
				0	沿線に住宅等が面している割合が低い。 (沿線へ住宅地等の面している割合が30%未満)
	10	危険度	44.134	10	過去に事故が起きている。(米子警察署取り扱い)
	10	心灰皮	共通	0	過去に事故は起きていない。
				10	沿線住民及び管理者の同意が得られている。 (管理者の同意が不要な場合を含む)
実	11	地元同意	共通	5	沿線住民又は管理者の同意が得られている。
現性				0	沿線住民及び管理者のどちらの同意も得られていない。
上	12	用地の確保	改良	5	関係する用地所有者の同意が得られている。
	14	/17キロマノ作用 不	以尺	0	関係する用地所有者の同意が得られていない。

【順位の決定】

舗装8項目、改良11項目、側溝9項目で評価を行い、評価点が高い順に優先順位を決定する。

評価種別	項目	配 点
舗 装	8	/55点
改 良	11	/75点
側 溝	9	/65点

(別記3-1)

【舗装工事評価項目】

区分	番号	項目	評価値	詳細
道 路		+*=-	5	市道認定されている道である。
諸元	1	市道認定の状況	0	市道認定されていない道である。
			5	未舗装又は老朽化が著しく危険である。
	2	舗装の状況	2	舗装の老朽化が顕著である。
			0	舗装整備がされている。
	3	車両の交通量	5	沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。
	3	中門の久畑里	0	沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
	4	歩行者の交通量	5	沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。
	4	少门有少久进重	0	沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
必要性			10	全区間が通学路として指定されている。
性	5	小•中学校通学路	5	一部が通学路として指定されている。
			0	通学路として指定されていない。
			5	沿線に住宅等が面している割合が高い。 (沿線へ住宅地等の面している割合が70%以上)
	6	土地利用状况	2	沿線に住宅等が面している割合が中程度。 (沿線へ住宅地等の面している割合が30%~70%未満)
			0	沿線に住宅等が面している割合が低い。 (沿線へ住宅地等の面している割合が30%未満)
	7		10	過去に事故が起きている。(米子警察署取り扱い)
	(危険度	0	過去に事故は起きていない。
実			10	沿線住民及び管理者の同意が得られている。 (管理者の同意が不要な場合を含む)
現性	8	地元同意	5	沿線住民又は管理者の同意が得られている。
注			0	沿線住民及び管理者のどちらの同意も得られていない。

評価種別	配 点
舗 装	/55点

(別記3-2)

【改良工事評価項目】

区分	番 号	項目	評価値	詳細
	1	市道認定の状況・	5	市道認定されている道である。
道	1		0	市道認定されていない道である。
路諸	2	道路の有効幅員	5	現況の有効幅員は4m未満である。
元			2	現況の有効幅員は4m以上6m未満である。
			0	現況の有効幅員は6m以上である。
			10	排水施設が未整備である。
	3	排水施設の状況	5	排水施設が整備されているが老朽化、もしくは、断面不足である。
			0	排水施設が整備されており路面排水も良好である。
	4	車両の交通量	5	沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。
	4	中門の父囲里	0	沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
	5	歩行者の交通量・	5	沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。
			0	沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
	6	小·中学校通学路	10	全区間が通学路として指定されている。
必			5	一部が通学路として指定されている。
要 性			通学路として指定されていない。	
	7	生活環境の状況	5	生活環境の悪化が深刻である。
			2	生活環境の悪化に対する苦情がある。
			0	生活環境上の問題は特にない。
	8	土地利用状況	5	沿線に住宅等が面している割合が高い。 (沿線へ住宅地等の面している割合が70%以上)
			2	沿線に住宅等が面している割合が中程度。 (沿線へ住宅地等の面している割合が30%~70%未満)
			0	沿線に住宅等が面している割合が低い。 (沿線へ住宅地等の面している割合が30%未満)
		危険度	10	過去に事故が起きている。(米子警察署取り扱い)
	9		0	過去に事故は起きていない。
	10	地元同意	10	沿線住民及び管理者の同意が得られている。 (管理者の同意が不要な場合を含む)
実			5	沿線住民又は管理者の同意が得られている。
現性			0	沿線住民及び管理者のどちらの同意も得られていない。
I.T.	11	用地の確保	5	関係する用地所有者の同意が得られている。
	11		0	関係する用地所有者の同意が得られていない。

評価種別	配 点
改良	/75点

(別記3-3)

【側溝工事評価項目】

区分	番号	項目	評価値	詳細	
道 路	1	市道認定の状況・	5	市道認定されている道である。	
諸元	1		0	市道認定されていない道である。	
			10	排水施設が未整備である。	
	2	排水施設の状況	5	排水施設が整備されているが老朽化、もしくは、断面不足である。	
			0	排水施設が整備されており路面排水も良好である。	
	3	車両の交通量	5	沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。	
	3	半門の父理里	0	沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。	
	4	歩行者の交通量	5	沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。	
	1	少口石の久地里	0	市道認定されている道である。 市道認定されていない道である。 排水施設が未整備である。 排水施設が整備されているが老朽化、もしくは、断面不足である。 排水施設が整備されており路面排水も良好である。 沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行があり、一日の通行量が多い。 沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。	
	5	小・中学校通学路	10	全区間が通学路として指定されている。	
必			5	一部が通学路として指定されている。	
要性			0	通学路として指定されていない。	
		生活環境の状況	5	生活環境の悪化が深刻である。	
	6		2	生活環境の悪化に対する苦情がある。	
			0	生活環境上の問題は特にない。	
	7	土地利用状況	5		
			2		
			0		
	8	危険度	10	過去に事故が起きている。(米子警察署取り扱い)	
			0	過去に事故は起きていない。	
実	9	地元同意	10		
現性			5	沿線住民又は管理者の同意が得られている。	
工			0	沿線住民及び管理者のどちらの同意も得られていない。	

評価種別	配 点
側 溝	/65点

評 価 票

団 体 名:	受付番号:令和 年度 号-
要望場所:	市道名:
評価種別: 舗装 · 改良 · 側溝	評価日:

区	分	番号	項目	整備種別	評価値	評 価 内 容
道路諸元		1	市道認定の状況	共通	5 • 0	
請 ラ	首	2	道路の有効幅員	改良	5 • 2 • 0	
		3	舗装の状況	舗装	5 • 2 • 0	
		4	排水施設の状況	改良 側溝	10 • 5 • 0	
必要性		5	車両の交通量	共通	5 · 0	
	<u>ر</u>	6	歩行者の交通量	共通	5 • 0	
	ŧ	7	小・中学校通学路	共通	10 • 5 • 0	
		8	生活環境の状況	改良 側溝	5 • 2 • 0	
		9	土地利用状況	共通	5 • 2 • 0	
		10	危険度	共通	10 • 0	
美	=	11	地元同意	共通	10 • 5 • 0	
世	現 性	12	用地の確保	改良	5 • 0	

区分	評価点	備考
道路諸元	点	
必要性	点	
実現性	点	

評価種別		項目	評価点
舗装	λπ	8	/ 55点
改良	Ę	11	/ 75点
側準	与	9	/ 65点

※添付資料(位置図・状況写真を添付すること。)

	評 価 結 果
評価点数	点
評 価 所 見	